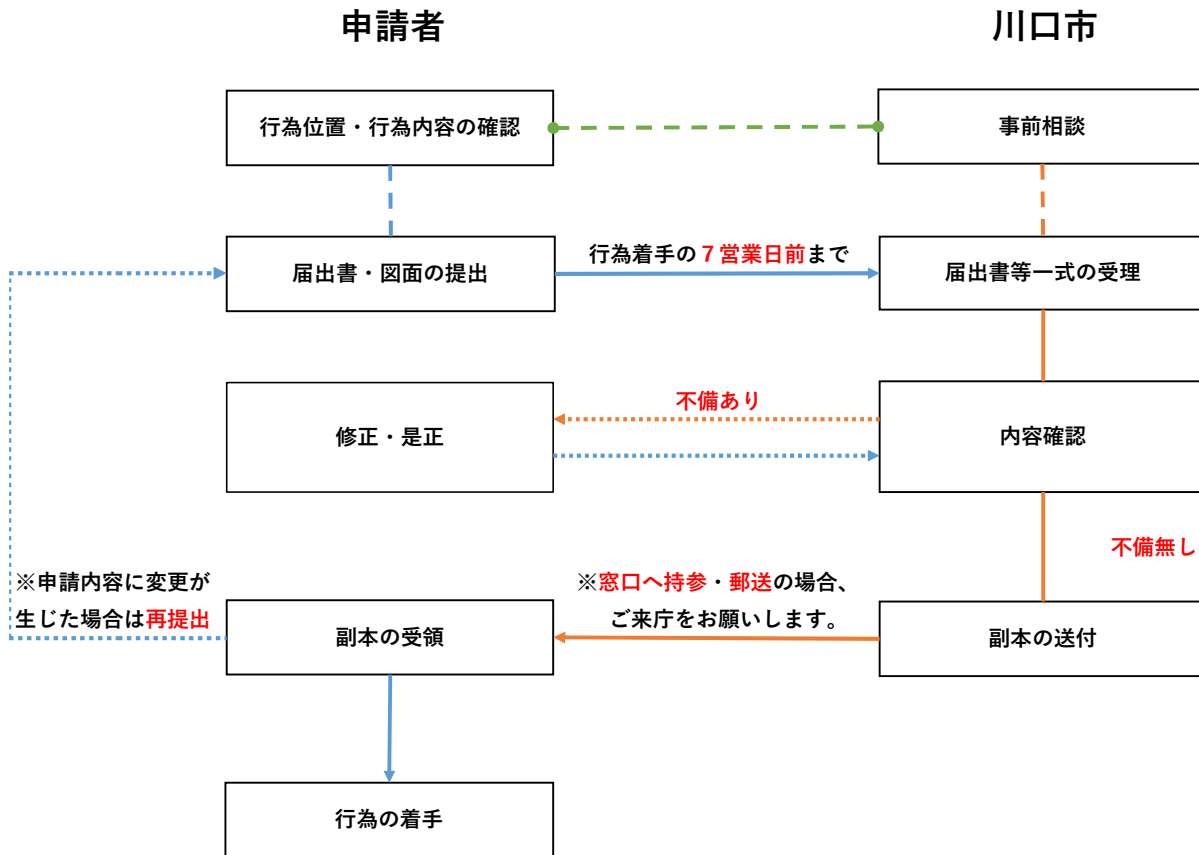


## 安行近郊緑地保全区域内行為届出に係る手続きの流れ



- ・本市に残された貴重な緑の保全にご協力いただくとともに、敷地、事業地の緑化に努めていただきますようお願いいたします。
- ・行為着手の7営業日前までに提出くださるようお願いいたします。（修正や不足等がある場合は、副本返却までにこれ以上の日数を要する場合がありますため、余裕をもって届け出てください。）
- ・市街化調整区域内で建築行為を行う場合は、「開発行為許可通知書（写）」が必要な場合がございますので、開発行為許可通知書が発行された後に届け出てください。
- ・届出様式は、市ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

問合せ先：川口市都市計画部 みどり課 保全係

電話番号：048-242-5721

※敷地面積が500㎡以上3,000㎡未満の敷地に建築物の新築・改築・移転し、又は、建築面積が1.5倍以上となる増築を行う場合は、**安行近郊緑地保全区域内行為届出のほかに**、川口市緑のまちづくり推進条例により緑化計画書の提出を要します。詳しくは、みどり課推進係までお問合せください。

### 緑化計画書について

問合せ先：みどり課 推進係

電話番号：048-242-6335